

令和 8 年 7 月 22 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ポータブル電源（リチウムイオン）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 2 件
（うち電気シェーバー 1 件、ポータブル電源（リチウムイオン） 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 17 件
（うち照明器具 1 件、マット 1 件、冷却シート 1 件、
液晶ディスプレイモニター 1 件、リチウム電池内蔵充電器 4 件、
装飾用電灯器具（LEDイルミネーションライト） 1 件、
オーブントースター 1 件、スピーカー（充電式） 1 件、
電気冷蔵庫 1 件、除湿機 1 件、液晶ディスプレイモニター 1 件、
液晶テレビ 1 件、電子レンジ 2 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

EcoFlow Technology Japan 株式会社が輸入し、三菱重工業株式会社
(現 株式会社Willbe)が販売したポータブル電源(リチウムイオン)
について
(管理番号：A202600404)

①事象について

事務所でEcoFlow Technology Japan 株式会社(法人番号：1010401145409)が輸入し、三菱重工業株式会社(現 株式会社Willbe)(法人番号：7180001128535)が販売したポータブル電源(リチウムイオン)を充電中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール(回収・ファームウェアアップデート)について

同社は、当該製品を含む対象製品(下記③)について、バッテリー劣化に起因する異常な発煙・発火事象が確認されたことから、事故の再発防止を図るため、2026年(令和8年)4月1日にウェブサイトへ情報掲載を行い、対象製品をお持ちの方に対し、回収及びファームウェアアップデートの実施を依頼しています。

なお、今般報告のあった当該製品(管理番号：A202600404)の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、型式、販売期間、対象台数

商品名	型式	販売期間	対象台数
旧：三菱重工業株式会社(現：株式会社Willbe) OEM 製品 ML720i	ML720i	2021年4月～2021年9月	6,030

2026年(令和8年)4月1日からリコール(回収・ファームウェアアップデート)を実施

回収率：16.3%(2026年7月22日時点)

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2021年度以降の事故(消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたもの)は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>

対象製品の外観



確認方法

底面及びシリアルラベル



シリアルラベルの例

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ回収及びファームウェアアップデートをされていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社Willbe お問い合わせ窓口

受付時間：平日 9：00～17：00（土・日・祝祭日を除く）

E-mail：service_support@willbe-corp.com

ウェブサイト：<https://willbe-corp.com/about/news/20260401/>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：松本、上田（俊）、別所、箭竹、上田（謙）

電 話：03(3507)9204（直通）

U R L：<https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当：日野、松本、中谷

電 話：03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600388	令和8年7月6日	令和8年7月16日	電気シェーバー	ES-PV3A	パナソニック株式会社	火災	当該製品に他社製のUSBケーブル及びACアダプターを接続して充電中、当該製品のUSBケーブル差込口を熔融する火災が発生した。 事故の原因は、現在、調査中であるが、当該製品本体のUSBソケットとUSBケーブルの接続部分に水や液体が付着した状態で充電を行ったことにより、電氣的短絡が発生し、接続部分の発熱により同部分周辺の樹脂熔融に至ったものと考えられる。	神奈川県	
A202600404	令和8年7月3日	令和8年7月17日	ポータブル電源(リチウムイオン)	ML720i(三菱重エメイキエンジン株式会社ブランド)	EcoFlow Technology Japan株式会社(三菱重エメイキエンジン株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を充電中、火災報知器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	群馬県	令和8年4月1日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:16.3%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600389	令和8年7月7日	令和8年7月16日	照明器具	火災	異音とともに当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	
A202600390	令和8年7月7日	令和8年7月16日	マット	重傷1名	当該製品の上で滑り、バランスを崩し、両足を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600391	令和8年6月3日	令和8年7月16日	冷却シート	重傷1名	当該製品を使用したところ、皮膚炎を発症した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月7日
A202600392	令和8年6月26日	令和8年7月16日	液晶ディスプレイモニター	火災	当該製品を使用中、異音が生じたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和6年7月6日
A202600393	令和8年3月15日	令和8年7月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	令和8年4月2日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月13日
A202600394	令和8年5月10日	令和8年7月16日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	長野県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月13日
A202600395	令和8年7月3日	令和8年7月16日	装飾用電灯器具(LEDイルミネーションライト)	火災	発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年7月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600396	令和8年6月17日	令和8年7月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音とともに当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	京都府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月14日
A202600397	令和8年5月23日	令和8年7月17日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月10日

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600398	令和8年6月20日	令和8年7月17日	オーブントースター	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和8年7月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月13日
A202600399	令和8年5月30日	令和8年7月17日	スピーカー(充電式)	火災	異音がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和8年6月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年7月6日
A202600400	令和8年3月30日	令和8年7月17日	電気冷蔵庫	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年6月9日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202600401	令和8年6月27日	令和8年7月17日	除湿機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	奈良県	令和8年7月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202600402	令和8年7月2日	令和8年7月17日	液晶ディスプレイモニター	火災	事務所で当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600403	令和8年6月29日	令和8年7月17日	液晶テレビ	火災	事務所で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600405	令和8年6月27日	令和8年7月17日	電子レンジ	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	
A202600406	令和8年7月2日	令和8年7月17日	電子レンジ	火災	当該製品から発火し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から45年以上経過した製品

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし